

障害者基本計画に基づく

「重点施策実施5か年計画」の進ちょく状況（抜粋） ～平成22年度～

※ 障害者基本法

第15条（年金等）

第18条（職業相談等）

第19条（雇用の促進等）

第24条（経済的負担の軽減）

関連

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進	ち	よ	く	状	況						
2. 生活支援														
② 地域移行の推進														
○ 発達障害者施策の推進	25 発達障害者支援法を踏まえ、発達障害者の乳幼児期から成人期までの一貫した支援を推進する観点から、保健・医療・福祉・就労・教育等の制度横断的な関連施策の推進を図る。	厚生労働省 文部科学省	○ 発達障害者施策の推進 発達障害者支援センターにおいて、発達障害者やその家族に対して相談支援、発達支援、就労支援等を行うとともに、各ライフステージに対応する一貫した支援を行うための体制整備の推進や支援手法の開発、発達障害に関する情報提供等を実施。 <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> </tr> <tr> <td>発達障害者支援センター設置箇所数</td> <td>62箇所</td> <td>64箇所</td> </tr> </table> ○ 発達障害に関する正しい知識の普及およびライフステージにおける情報を、発達障害情報センターウェブサイトを通じて発信。 ○ 平成19年度より、発達障害のある幼児の早期発見・早期支援を強化するため、教育、医療、保健、福祉等の関係機関が連携した支援体制の整備や保護者等への相談支援の在り方について実践的な研究を行う「発達障害早期総合支援モデル事業」を実施。(平成21年度まで) ○ 平成19年度より、高等学校における発達障害のある生徒に対し、地域の大学、教育センターやハローワーク等の関係機関と連携し、ソーシャルスキルの指導や授業方法・教育課程上の工夫、就労支援等、全国の高等学校の参考となるような具体的な支援の在り方について検討を行う「高等学校における発達障害支援モデル事業」を実施。(平成22年度より「特別支援教育総合推進事業」において「高等学校における発達障害のある生徒への支援」として実施) ○ 平成21年度より、「民間組織・支援技術を活用した特別支援教育研究事業」において、発達障害等の子どもの障害の状態等に応じた教材等の在り方及びそれらを利用した効果的な指導方法や教育的効果等についての実証的研究を実施。		(平成20年度)	(平成21年度)	発達障害者支援センター設置箇所数	62箇所	64箇所					
	(平成20年度)	(平成21年度)												
発達障害者支援センター設置箇所数	62箇所	64箇所												

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ちよく 状 況
4 教育・育成			
④ 社会的及び職業的自立の促進			
○ 特別支援学校と関係機関等の連携・協力による、現場実習先の開拓・新たな職域の開拓	84 特別支援学校卒業後の職業的自立を推進するため、特別支援学校・教育委員会、労働関係機関、企業等の緊密な連携・協力の下、現場実習先の開拓や新たな職域の開拓を図る。	文部科学省 厚生労働省	○ 学校と労働関係機関や企業等が緊密な連携の下、企業のニーズに応じた職業教育の改善や、特別支援学校とハローワークが連携して新たな職域を拡大することなどを行う、職業自立を推進するための実践研究事業を実施した。(平成20年度まで) ○ 障害者雇用施策と障害者福祉施策、特別支援教育との連携の強化を図るため、福祉施設、特別支援学校に対して、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と就労支援の取組の強化を働きかける「障害者就労支援基盤整備事業」を実施しているところ。
○ 障害者の職業自立に対する理解啓発の促進	85 障害のある生徒及びその保護者等に対し、障害者の一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進を図る。	文部科学省	○ 職業自立を推進するための実践研究事業において、障害のある生徒やその保護者等に対して、一般就労に向けての理解促進の取組を充実。(平成20年度まで) ○ 教育委員会や学校長を対象とした各種会議において、関係機関と連携した一般就労の取組を一層充実するよう求めている。
○ 特別支援学校高等部と連携した効果的な職業訓練の実施	86 卒業後の就職先が内定していない就職希望者に対し、より早い段階で職業訓練を活用することにより職業能力の向上を図り、就労に向けた切れ目のない支援を実施する。	文部科学省 厚生労働省	○ 特別支援学校卒業後、直ちに就職が難しいと考えられる就職未内定者に対して、公共職業訓練の受講を積極的に促し、就労に必要とされる知識・技能等を付与するため、各都道府県の職業能力開発主管部と各都道府県教育委員会等が連携を強化するよう、文部科学省と厚生労働省との連名通知を发出。(平成20年度) ○ 「特別支援学校と連携した早期委託訓練モデル事業」を実施し、卒業後の就職先が内定していない就職希望者に対し、より早い段階で職業訓練を活用することにより職業能力の向上を図り、教育から就労に向けた切れ目のない支援を推進。(平成20年度～) 【個別の教育支援計画作成率】 ・小・中学校(公立) 52.3% [20年] 58.6% [21年] 64.0% [22年] ○ 平成20年度より、同研究所の「発達障害教育情報センター」において、教育関係者や保護者、一般国民に対し、インターネットを通じて発達障害に関する各種教育情報の提供や理解啓発、教員研修用講座の配信を実施。さらに、平成22年度に、同センターのWebサイトのリニューアルを行い、内容の更なる充実と分かりやすさの向上を図った。

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ちよく 状 況
5 雇用・就業			
① 障害者の雇用の場の拡大			
<p>92 障害者の雇用機会の拡大による職業的自立を図るため、障害者雇用率制度を中心として、障害者雇用の一層の促進を図る。このため個別の企業への雇用率達成指導を厳格に実施するとともに、障害者の雇用管理に関する専門的支援を充実する等、特に中小企業への働きかけを強化する。また、障害者雇用促進法及び障害者基本計画に基づき除外率制度の段階的縮小を進める。</p> <p>○雇用障害者数</p> <p>64万人〔25年度〕</p>	厚生労働省	<p>○ 障害者雇用納付金制度の対象事業主を常用労働者100人超の事業主に段階的に拡大すること、障害者雇用義務制度における事業協同組合等算定特例の創設等を内容とする改正障害者雇用促進法が成立（平成20年12月）。</p> <p>○ 障害者雇用の経験が少ない中小企業において、初めて身体・知的・精神障害者を雇用した場合に、奨励金を支給する障害者初回雇用奨励金を創設。（平成20年～）</p> <p>○ 平成22年7月より、除外率設定機関及び除外率設定業種に設定されている除外率について一律10%の引下げを実施。</p> <p>○ 平成22年6月1日現在における雇用率未達成の企業（38,088企業）に対し、個別指導、雇用率達成セミナー等による指導を実施。</p> <p>○ 実雇用率が著しく低く、かつ、障害者雇用率を達成するために雇入れなければならない障害者数が一定以上の企業に対し、平成22年度においては雇入れ計画作成命令302件、適正実施勧告141件、特別指導90件、企業名の公表6件を実施。</p> <p>○ 就労移行支援事業及び就労継続支援事業については、全都道府県において事業が実施されており、一般就労への移行促進を支援している。</p> <p style="text-align: right;">〔20年度実績〕〔21年度実績〕〔22年度実績〕</p> <p>・一般就労への年間移行者数 3,000人 3,293人 4,403人</p>	
<p>○ 各府省・各地方公共団体における「チャレンジ雇用」の推進等</p>	<p>93 各府省・各地方公共団体において、職場実習を活用するなどして、知的障害者等が、一般雇用に向けて経験を積むための「チャレンジ雇用」を推進する。</p> <p>○チャレンジ雇用の推進 全府省で実施〔20年度〕</p>	<p>総務省</p> <p>○ 各府省において実施するチャレンジ雇用を支援するため、各府省のチャレンジ雇用の実施状況等の調査研究を実施した。（平成20年度）</p> <p>○ 「障害者施策推進課長会議」において「公務部門における障害者雇用マニュアル」を作成、配布した。（平成20年度）</p> <p>○ 本府省等において「公務部門における精神障害者の職場体験実習」を実施している。（平成20年度～）</p> <p>○ 「公務部門における障害者雇用推進に関する地方別説明会」を地方8ブロックにおいて開催した。（平成21年度）</p> <p>○ 地方8ブロックにおいて「地方機関における知的障害者の職場体験実習」を実施するとともに、当該実習の成果等を踏まえて「公務部門における障害者雇用推進に関する地方別実務研究会」を各ブロックにおいて開催した。（平成22年度） なお、総務省においては「チャレンジ雇用」として、20年10月より1名採用。（平成20年度）</p> <p>厚生労働省 全省庁</p> <p>○ 厚生労働省における実施状況：199人（平成23年3月1日現在）</p> <p>○ 平成21年度より「チャレンジ雇用」として7名を雇用している。また、「公務部門における障害者雇用マニュアル」を関係部局に配布し、「チャレンジ雇用」に関する理解の促進を図っている。【内閣府】</p> <p>○ 平成20年度より知的障害者1名を雇用しており、平成22年度についても、引き続き知的障害者を1名雇用継続している。【警察庁】</p> <p>○ 平成20年5月より1名採用【金融庁】</p>	

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ちよく 状 況																																
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 「チャレンジ雇用」として平成20年度から1名、平成22年度から2名を雇用している。【法務省】 ○ 平成21年3月に採用した精神障害者1名の継続雇用に加え、平成23年2月から新たに知的障害者1名を採用【財務省】 ○ 平成20年度より知的障害者1名を雇用し、平成22年度からも知的障害者1名を雇用している。【文部科学省】 ○ 平成20年度より知的障害者1名を雇用している。【農林水産省】 ○ 平成21年度より知的障害者1名を雇用している。【経済産業省】 ○ 平成22年度より知的障害者2名を雇用している。【環境省】 ○ 平成20年度より知的障害者1名、平成22年度より知的障害者2名を雇用している。【防衛省】 ○ 平成21年度より知的障害者1名を雇用している。【外務省】 																																
○ 公的機関における障害者雇用の一層の促進	<p>94 国及び地方公共団体の障害者雇用を一層促進し、実雇用率の更なる上昇を図る。特に障害者雇用率の達成率が低い都道府県教育委員会での障害者雇用の取組の促進を図る。</p> <p>○公的機関の障害者雇用率</p> <p>すべての公的機関で障害者雇用率達成〔24年度〕</p>	厚生労働省 全省庁	<p>○ 平成22年6月1日現在、国の機関（法定雇用率2.1%）は39機関中38機関、都道府県の機関（法定雇用率2.1%）は156機関中148機関が達成、市町村の機関（法定雇用率2.1%）は2,372機関中2,448機関が達成、法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会は130機関中79機関が達成。</p> <p>公的機関における障害者雇用率（上段）、達成機関の割合（下段（ ）内） ※〔 〕内は法定雇用率 （平成20年6月1日）（平成21年6月1日）（平成22年6月1日）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>国の機関〔2.1%〕</td> <td>2.18%</td> <td>2.17%</td> <td>2.29%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(100.0%)</td> <td>(97.4%)</td> <td>(97.4%)</td> </tr> <tr> <td>都道府県の機関〔2.1%〕</td> <td>2.44%</td> <td>2.48%</td> <td>2.50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(95.0%)</td> <td>(96.9%)</td> <td>(94.9%)</td> </tr> <tr> <td>市町村の機関〔2.1%〕</td> <td>2.33%</td> <td>2.37%</td> <td>2.40%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(83.9%)</td> <td>(87.7%)</td> <td>(88.4%)</td> </tr> <tr> <td>都道府県等の教育委員会〔2.0%〕</td> <td>1.62%</td> <td>1.72%</td> <td>1.78%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(55.3%)</td> <td>(54.3%)</td> <td>(60.8%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>厚生労働省 ○ 平成22年10月に、障害者採用計画の実施状況が不適正であった都道府県教育委員会22機関に対し、厚生労働大臣による適正実施勧告を発出。</p>	国の機関〔2.1%〕	2.18%	2.17%	2.29%		(100.0%)	(97.4%)	(97.4%)	都道府県の機関〔2.1%〕	2.44%	2.48%	2.50%		(95.0%)	(96.9%)	(94.9%)	市町村の機関〔2.1%〕	2.33%	2.37%	2.40%		(83.9%)	(87.7%)	(88.4%)	都道府県等の教育委員会〔2.0%〕	1.62%	1.72%	1.78%		(55.3%)	(54.3%)	(60.8%)
国の機関〔2.1%〕	2.18%	2.17%	2.29%																																
	(100.0%)	(97.4%)	(97.4%)																																
都道府県の機関〔2.1%〕	2.44%	2.48%	2.50%																																
	(95.0%)	(96.9%)	(94.9%)																																
市町村の機関〔2.1%〕	2.33%	2.37%	2.40%																																
	(83.9%)	(87.7%)	(88.4%)																																
都道府県等の教育委員会〔2.0%〕	1.62%	1.72%	1.78%																																
	(55.3%)	(54.3%)	(60.8%)																																
○ 精神障害者、発達障害者等の雇用促進	<p>95 精神障害の特性に応じた支援の充実・強化を通じて、精神障害者の雇用機会の拡大を図る。 また発達障害者等について、調査研究や支援のための技法開発を進め企業等の理解の促進等を図ることにより雇用の促進を図る。</p> <p>○精神障害者の雇用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・56人以上の規模の企業で雇用される精神障害者数 0.4万人〔19年〕→ 1.5万人〔25年〕 ・精神障害者ステップアップ雇用 常用雇用移行率 60%〔24年度〕 	厚生労働省	<p>○ 精神障害者の常用雇用への移行を図るため、精神障害者ステップアップ雇用奨励金を創設。（20年度～）平成22年10月からは、発達障害者にも対象を拡大。</p> <p>○ 精神障害者の雇用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>（平成20年度）</th> <th>（平成21年度）</th> <th>（平成22年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>56人以上の規模の企業で雇用される精神障害者数</td> <td>0.6万人</td> <td>0.8万人</td> <td>1万人</td> </tr> <tr> <td>精神障害者ステップアップ雇用常用雇用移行率</td> <td>21%</td> <td>45.5%</td> <td>45.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、発達障害者雇用開発助成金を創設。（21年度～）</p>		（平成20年度）	（平成21年度）	（平成22年度）	56人以上の規模の企業で雇用される精神障害者数	0.6万人	0.8万人	1万人	精神障害者ステップアップ雇用常用雇用移行率	21%	45.5%	45.2%																				
	（平成20年度）	（平成21年度）	（平成22年度）																																
56人以上の規模の企業で雇用される精神障害者数	0.6万人	0.8万人	1万人																																
精神障害者ステップアップ雇用常用雇用移行率	21%	45.5%	45.2%																																

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ち ょ く 状 況
			○ 障害者職業総合センターにおいて、発達障害者に対する専門的な支援技法として「発達障害者のワークシステム・サポートプログラム」を開発し、平成22年度においては、10カ所の地域障害者職業センターで試行的に実施。
〔障害者の能力や特性に応じた働き方の支援〕			
○ 障害者の在宅就業の促進	96 多様な就業形態による就業機会の拡大を図るため、在宅就業団体の登録数を増やす。 ○在宅就業支援団体登録数 16団体〔19年〕→ 100団体〔24年度〕	厚生労働省	○ 在宅就業支援団体登録数 (平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) 登録数 18団体 17団体 17団体
○ 短時間労働による障害者雇用の促進	97 障害者の能力や特性に応じた働き方を支援するため、障害者のニーズを踏まえつつ、短時間労働に対応した障害者雇用促進法制の整備等により、障害者の雇用機会の拡大を図る。	厚生労働省	○ 障害者雇用義務制度の対象に短時間労働者を加えること等を内容とする改正障害者雇用促進法が施行（平成22年7月）。
○ 農業法人等への障害者雇用の推進	98 農業法人等における障害者雇用を推進するため、農業法人等に障害雇用のノウハウ及び関連情報等の提供を行う。 また、農業分野におけるトライアル雇用を推進するため、農業法人に関連制度等の情報を提供する。	農林水産省	○ 農業者に障害者就労の先進事例や就労マニュアル等の普及啓発を行うとともに、障害者支援のための研修会を開催。
② 総合的支援施策の推進			
〔雇用、福祉、教育等の連携による地域の就労支援力の強化〕			
○ ハローワークを中心とした「チーム支援」の充実・強化等	99 ハローワークを中心に福祉・教育等関係機関と連携した「障害者就労支援チーム」による支援を行うこと等により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を展開する。 ○ハローワークを通じた障害者の就職件数 24万件〔20～24年度の累計〕	厚生労働省	○ ハローワークを中心とした「チーム支援」については、平成22年度は16,923人に対し支援を行い、平成22年度は8,639人の就職を実現。 ○ ハローワークを通じた障害者の就職件数 (平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) 就職件数 44,463件 45,257件 52,931件
○ 障害者職業センターにおける専門的支援の推進	100 障害者職業総合センターにおいて、発達障害者、精神障害者等これまで効果的な対応ができずに来た障害者への新たな支援技法の開発を行い、普及を図る。また、地域障害者職業センターにおいては、どの地域においても、比較的軽度な障害者を含め、あらゆる障害者を対象として、それぞれに必要な職業リハビリテーションサービスを提供することとした上で、就職等の困難性の高い障害者に対する専門的支援に重点化する。併せて、就労支援を担う専門的な人材の育成、地域の就労支援機関に対する助言・援助を積極的に行い、地域の就労支援力の底上げを図る。 ○地域障害者職業センター ・支援対象者数 12.5万人〔20～24年度の累計〕 ・職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業における支援終了後定着率 80%以上〔24年度〕	厚生労働省	○ 障害者職業総合センターにおいて、発達障害者に対する専門的な支援技法として「発達障害者のワークシステム・サポートプログラム」を開発し、平成22年度においては、10カ所の地域障害者職業センターで試行的に実施。 ○ 地域障害者職業センター (平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) ・支援対象者数 27,435人 28,428人 29,864人 ・職場適応援助者（ジョブコーチ） 支援事業における支援終了後定着率 84.5% 84.8% 87.6%

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ち ょ く 状 況																								
○ 障害者就業・生活支援センターの全国展開と支援の充実	<p>101 障害者の身近な地域において就業面と生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターについて、すべての障害保健福祉圏域に設置するとともに、地域のニーズや支援実績等に応じた実施体制の充実を図る。</p> <p>○障害者就業・生活支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置数 135〔19年〕→ 全障害保健福祉圏域に設置〔23年〕 ・利用者の就職件数 9,000件〔24年度〕 ・就職率 50%以上〔24年度〕 	厚生労働省	<p>○ 障害者の職業的自立を図るため、雇用、保健福祉、教育等関係機関と連携した就業面と生活面での支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター事業」を実施。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置数</td> <td>206か所</td> <td>247か所</td> <td>272か所</td> </tr> <tr> <td>相談・支援件数</td> <td>739,619件</td> <td>915,732件</td> <td>1,047,016件</td> </tr> <tr> <td>(支援対象者数)</td> <td>46,492人</td> <td>61,981人</td> <td>78,063人</td> </tr> <tr> <td>就職件数</td> <td>6,234件</td> <td>7,961件</td> <td>10,266件</td> </tr> <tr> <td>就職率</td> <td>51%</td> <td>50%</td> <td>56.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 障害者就業・生活支援センターの設立を促進するため、設立に係る準備を行った場合に、準備に要した費用の一部を助成する「障害者就業・生活支援センター設立準備助成金」事業を実施（平成22年～）</p>		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	設置数	206か所	247か所	272か所	相談・支援件数	739,619件	915,732件	1,047,016件	(支援対象者数)	46,492人	61,981人	78,063人	就職件数	6,234件	7,961件	10,266件	就職率	51%	50%	56.5%
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																								
設置数	206か所	247か所	272か所																								
相談・支援件数	739,619件	915,732件	1,047,016件																								
(支援対象者数)	46,492人	61,981人	78,063人																								
就職件数	6,234件	7,961件	10,266件																								
就職率	51%	50%	56.5%																								
○ 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援の推進	<p>102 職場での適応に課題を有する障害者及び事業主に対してきめ細かな支援を行う職場適応援助者（ジョブコーチ）の養成を進め、障害者の円滑な就職及び職場適応を推進する。</p> <p>○ジョブコーチ養成数</p> <p>1,500人〔18年度〕→ 5,000人〔23年度〕</p> <p>○ジョブコーチ支援</p> <p>支援終了後の定着率 80%以上〔24年度〕</p>	厚生労働省	<p>○ 障害者の職場への適応を円滑にするため、障害者が働く職場に職場適応援助者（ジョブコーチ）を派遣し、障害者、事業主、当該障害者の家族に対して、職場適応に向けたきめ細やかな支援を実施する。</p> <p>○ ジョブコーチ養成数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養成数</td> <td>2,576人</td> <td>3,239人</td> <td>3,878人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ ジョブコーチ支援終了後の定着率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定着率</td> <td>84.5%</td> <td>84.8%</td> <td>87.6%</td> </tr> </tbody> </table>		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	養成数	2,576人	3,239人	3,878人		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	定着率	84.5%	84.8%	87.6%								
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																								
養成数	2,576人	3,239人	3,878人																								
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																								
定着率	84.5%	84.8%	87.6%																								
○ 中途障害者等の雇用継続のための支援	<p>103 在職中に身体障害者、精神障害者、難病患者等となった者に対し、適切な職業リハビリテーションサービスを提供し、雇用の継続を図る</p> <p>○精神障害者総合雇用支援</p> <p>支援終了後の復職・雇用継続率 75%〔24年度〕</p>	厚生労働省	<p>○ 精神障害者総合雇用支援</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援終了後の復職・雇用継続率</td> <td>80.2%</td> <td>80.8%</td> <td>82.0%</td> </tr> </tbody> </table>		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	支援終了後の復職・雇用継続率	80.2%	80.8%	82.0%																
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																								
支援終了後の復職・雇用継続率	80.2%	80.8%	82.0%																								
○ 関係機関が連携して職業自立の支援を行うための個別の支援計画の策定・活用の推進	<p>104 障害者の職業自立を支援するため、雇用、福祉、教育等の関係機関が緊密な連携の下、個別の支援計画の策定やその活用の推進を図る。</p>	<p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 高等学校学習指導要領において、障害のある生徒について、「個別の教育支援計画」を作成することなどにより、障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う旨を規定。（平成20年度～）</p> <p>○ 特別支援学校高等部学習指導要領において、すべての生徒について「個別の教育支援計画」を作成することを規定。（平成20年度～）</p> <p>○ 「特別支援教育総合推進事業」を全国の都道府県等を対象に実施し、教育・福祉・医療・労働等の関係機関の連携による支援体制の構築や個別の教育支援計画の作成を推進。</p> <p>○ 福祉的就労から一般雇用への移行の促進等、雇用と福祉の一層の連携強化を図るため、福祉施設及び特別支援学校に対し、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と就労支援の取組みの強化を働きかける「障害者就労支援基盤整備事業」を実施するとともに、ハローワークが中心となり福祉等の関係者による連携体制を確立し、就職の準備段階から職場定着までの一連の支援を行う「地域障害者就労支援事業」を実施。</p> <p>○ 障害者雇用に関する円滑・効果的な連携のための連絡・調整や、障害者の就職の促進及び社会復帰の促進に関する諸対策の協議等のため、都道府県労働局及び都道府県関係部局を中心に事業主団体、労働組合等の関係機関からなる都道府県障害者雇用連絡協議会を、また、公共職業安定所を中心に地域における教育、福祉、医療機関等からなる障害者雇用連絡会議を開催。</p>																								

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進	ち	よ	く	状	況
〔一般就労への移行を促進するための支援等の充実・強化〕								
	<p>105 事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させて常用雇用に移行するための短期間の試行雇用(トライアル雇用)を推進する。</p> <p>○トライアル雇用 対象者の常用雇用移行率 80%以上〔24年度〕</p>	厚生労働省	○ トライアル雇用の実施状況					
				(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)		
			実施人数	8,321人	8,545人	10,650人		
			終了者	7,720人	7,198人	9,520人		
			(うち常用雇用移行者)	6,436人	6,066人	8,228人		
			常用雇用移行率	83.4%	84.3%	86.4%		
○ 福祉施設から一般就労への移行の促進	<p>106 福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所の計画的整備を行う。</p> <p>○一般就労への年間移行者数 0.2万人〔17年度〕→ 0.9万人〔23年度〕</p> <p>○就労移行支援の利用者数 29.2万人日分〔19年度〕→ 72万人日分〔23年度〕</p> <p>○就労継続支援の利用者数 1.1万人日分〔19年度〕→ 277万人日分〔23年度〕</p> <p>※「就労移行支援の利用者数」及び「就労継続支援の利用者数」は、各都道府県の障害福祉計画における19年度の平均的なサービス見込量(1月当たり)の合計値である。</p> <p>107 また、職場実習など施設外での就労に協力可能な農業法人等の情報を提供する。</p>	厚生労働省	○ 就労移行支援事業及び就労継続支援事業については、全都道府県において事業が実施されており、一般就労への移行促進を支援している。					
				[20年度実績]	[21年度実績]	[22年度実績]		
			・一般就労への年間移行者数	3,000人	3,293人	4,403人		
			・就労移行支援の利用者数	29.8万人日分	36.5万人日分	36.7万人日分		
			・就労継続支援の利用者数	103.1万人日分	159.0万人日分	204.0万人日分		
		農林水産省	○ 福祉関係者や農業関係者等を対象にした障害者就労推進研修会等において、農業法人等による施設外就労の情報を関係機関に提供している。					
○ 授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるため「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ	<p>108 平成19年度からの5か年において、官民一体となった取組を推進し工賃水準の倍増を図るとともに、一般雇用への移行を進める。</p> <p>○授産施設等の平均工賃月額 12,222円〔18年度〕→ 平均工賃倍増を目指す〔23年度〕</p>	厚生労働省	○ 平成19年度より、工賃倍増5か年計画支援事業を実施し、各都道府県が策定した計画に基づき、工賃引き上げに資する取組を進めている。					
			・平均工賃月額					
			(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)			
			12,587円	12,695円	13,079円			
○ 福祉施設等における仕事の確保に向けた取組の推進	<p>109 福祉施設等における障害者の仕事の確保に向け、国は、公共調達における競争性及び公正性の確保に留意しつつ、福祉施設等の受注機会の増大に努めるとともに、地方公共団体等に対し、国の取組を踏まえた福祉施設等の受注機会の増大の推進を要請する。</p> <p>また、企業から福祉施設等に対する発注を促進する税制を創設し、当該税制の活用を促すこと等により、障害者の仕事の確保に向けた取組を推進する。</p>	内閣府 厚生労働省	○ 平成21年2月に、障害者福祉施設等への発注促進のため、全省庁の会計担当者を集めた会議を開催するとともに、平成21年3月に各府省庁宛に、内閣府と厚生労働省連名により通知を発出。					
		厚生労働省	○ 平成20年度税制改正において、障害者の「働く場」に対する発注促進税制を創設し、福祉施設等に業務を発注した企業に対して税制上の優遇を行っている。					
			○ 平成21年2月に、地方公共団体に対し、障害福祉施設等に対する官公需の発注等への配慮について通知を発出。					

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ちよく 状 況
○ 特別支援学校高等部卒業者の就労支援の推進	110 特別支援学校高等部卒業者の職業自立を推進するため、特別支援学校とハローワーク、企業等の関係機関等の連携・協力により現場実習の開拓を行うなど、就労支援の推進を図る。	文部科学省 厚生労働省	○ 学校と労働関係機関や企業等が緊密な連携の下、企業のニーズに応じた職業教育の改善や、特別支援学校とハローワークが連携して新たな職域を拡大することなどを行う、職業自立を推進するための実践研究事業を実施した。(平成20年度まで) ○ 特別支援学校高等部学習指導要領において、地域及び産業界や労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設けることや、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図りつつ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進することを規定。(平成20年度～) ○ 特別支援学校卒業後、直ちに就職が難しいと考えられる就職未内定者に対して、公共職業訓練の受講を積極的に促し、就労に必要な知識・技能等を付与するため、各都道府県の職業能力開発主管部と各都道府県教育委員会等が連携を強化するよう、文部科学省と厚生労働省との連名通知を発出。(平成20年度) ○ 特別支援学校における特別支援教育に関する教育課程等についての実践研究において、関係機関と連携した職業教育の改善に関する研究を実施。(平成21年度～) ○ 障害者雇用施策と障害者福祉施策、特別支援教育との連携の強化を図るため、福祉施設、特別支援学校に対して、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と就労支援の取組の強化を働きかける「障害者就労支援基盤整備事業」を実施しているところ。 ○ 特別支援学校と連携した早期委託訓練モデル事業において、労働関係機関と都道府県教育委員会、特別支援学校等とが連携し、職業訓練の受講により就職が見込める者に対して、特別支援学校在学中から職業訓練を実施。(平成20年度～)
○ 高等学校・大学における就労支援の推進	111 高等学校における発達障害を含む障害のある生徒の就労を支援するため、各自治体や学校等において、教育、医療、保健、福祉やハローワーク、地域障害者職業センター等の労働関係機関等が連携した特別支援教育体制を整備する。また、大学における障害のある学生の就労を支援する。	文部科学省 厚生労働省	○ 平成19年度より、高等学校における発達障害のある生徒に対し、地域の大学、教育センターやハローワーク等の労働関係機関等と連携し、ソーシャルスキルの指導や授業方法・教育課程上の工夫、就労支援等、全国の高等学校の参考となるような具体的な支援の在り方について検討を行う「高等学校における発達障害支援モデル事業」を実施。また、大学における障害のある学生の就労支援に関し、日本学生支援機構のHPにおいて、ハローワークにおける就職情報の提供と職業相談の実施や就職活動支援ウェブサイト等の学外機関の活用について、大学の担当職員等に周知。 ○ ハローワークを利用する障害のある大学生に対し、職業相談・指導及び紹介等の就労支援を実施。 ○ 発達障害者等コミュニケーション能力や対人関係に困難を抱えている者について、ハローワークにおいて希望や特性に応じた専門支援機関に誘導するとともに、障害者向けの専門支援を希望しない者については、ハローワークに就職チューターを配置し、専門的な相談・支援を行う「若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム」を実施。(平成19年度～) 平成22年度の実績は個別支援対象者数2,085件、就職率38.2%。
○ 障害者の就労に対する理解啓発の促進	112 障害者やその保護者、企業関係者、福祉関係者等を始めとした国民全体に対し、障害者の就労に対する理解啓発を促進する。	厚生労働省	○ 9月の「障害者雇用支援月間」(高齢・障害者雇用支援機構主催、厚生労働省後援)を中心とし、厚生労働省では、障害者雇用優良事業所等の表彰を実施。平成22年度の優良事業所等として、障害者雇用優良事業所32社、障害者雇用の促進と職業の安定に貢献した個人2人、優秀勤労障害者37人に厚生労働大臣表彰を行った。 また、高齢・障害者雇用支援機構では、職場改善好事例募集、月間ポスター原画募集、月間ポスター原画入賞作品展示会の開催、障害者ワークフェアの開催等を通じ企業等に対する啓発活動を実施。平成22年度の優良事業所等として、障害者雇用優良事業所23社、障害者の雇用の促進と職業の安定に貢献した個人3人、優秀勤労障害者22人に厚生労働大臣表彰を、障害者雇用優良事業所23社、障害者の雇用の促進と職業の安定に貢献した個人1人、優秀勤労障害者22人に高齢・障害者雇用支援機構理事長表彰を行った。

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進	ち	よ	く	状	況
〔障害者の職業能力開発の推進〕								
○ 公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進	113 障害者職業能力開発校において、職業訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置いた支援を実施するとともに、一般の公共職業能力開発施設において、障害者の受入れを推進する。	厚生労働省	○ 障害者職業能力開発校において、職業訓練上特別な支援を要する障害者の受入れを促進し、障害の態様に応じたきめ細やかな職業訓練を実施。	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成22年度)	
			実施人数	1,905人	1,968人	2,030人	2,030人	
			就職率	59.0%	55.0%	60.0%	60.0%	
			○ 障害者の職業訓練については、ノーマライゼーションの観点から、施設のバリアフリー化を推進すること等により、可能な限り一般の公共職業能力開発施設に受け入れて実施している。	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)		
			一般の公共職業能力開発施設において職業訓練を受けた障害者数	759人	733人	732人		
			○ 一般の公共職業能力開発校に知的障害者等（平成16年度～）や発達障害者（平成19年度～）を対象とした職業訓練コースを設定し訓練機会を提供。	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)		
			設定数	23県34コース	23県32コース	22県29コース		
			受講者数	425人	425人	378人		
			就職率	70.6%	64.9%	72.8%		
○ 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の拡充	114 就労移行支援事業の利用者、特別支援学校の生徒等の職業訓練機会の充実を図るため、企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等地域の委託訓練先を開拓し、障害の態様に応じた多様な委託訓練を実施する。 ○障害者の態様に応じた多様な委託訓練の就職率 41.3%〔18年〕→ 50%〔24年〕	厚生労働省	○ 企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等多様な職業能力開発資源を活用した障害者の態様に応じた多様な委託訓練を拡充して実施。	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)		
			訓練者数	5,781人	6,067人	6,198人		
			就職率	38.4%	41.6%	43.8%		

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進	ち	よ	く	状	況
7. 情報・コミュニケーション								
② 社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及								
○ テレワークの普及・啓発の推進	139 「テレワーク人口倍増アクションプラン」（平成19年5月29日テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定）を着実に推進するなど、テレワーク普及に向けた総合的な支援環境の整備を図り、通勤困難者でも仕事が可能となるテレワークの普及・啓発を推進する。	総務省 厚生労働省	○ 障害者や高齢者等多様な人材の就業機会の拡大及び積極的な社会への参画を促進するため、複数の企業が共同利用可能な次世代ネットワークを活用したテレワークシステムの構築及び試用・評価等実証、テレワーク環境整備税制によるテレワーク導入企業に対する支援措置やセミナー等の開催による普及啓発活動を総合的に実施。					
			○ 障害者の在宅勤務についての普及や企業が行う在宅勤務障害者の雇用管理等に対する支援、企業がテレワーク等を行う在宅就業障害者に仕事を発注する場合の特例調整金・特例報奨金の支給等を実施。					